

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始
				令和元年度	令和元年度	令和元年度		令和元年度								
1) 保護制度の適切な運用																
1 奄美群島国立公園の管理	奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うとともに, 管理体制の強化を図る。	環境省	国立公園の指定	○	○	・平成29年3月7日に国立公園に指定。	・平成29年3月7日に国立公園に指定。									
		環境省	管理運営計画の作成	○	○	・平成29年度に作成した素案をもとに検討会や住民説明会を開催し, 意見集約を行い, 地域の実情に即して協働的な保護管理を行うべく計画内容を検討する。	・検討会を開催し, パブリックコメントを実施中。管理運営計画案について, パブリックコメント終了後, 速やかに計画策定を行う。また, 本計画について関係機関や地域住民への説明会を開催し, 周知を図る。									
		環境省	指定動植物の指定検討	○	○	・指定動物の指定に向けた検討の開始。	・指定動物の指定に向けた検討を行うとともに, 指定植物についても指定に向けた検討を開始する。									
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	林野庁	奄美群島森林生態系保護地域の設定	○	○	・平成25年4月1日に設定(保存地区:2,252.44ha, 保全利用地区:2,567.27ha計:4,819.71ha)。	・平成25年4月1日に設定(保存地区:2,252.44ha, 保全利用地区:2,567.27ha計:4,819.71ha)。						○	・保護地域の適切な保全・管理の実施。	・林野庁において, 平成28年3月に策定された「奄美群島森林生態系保護地域保全計画」に基づき, 適切な保全・管理を実施。	
3 鳥獣保護区の管理等	県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鹿児島県	県指定鳥獣保護区の指定・更新	○	○	・平成31年3月末現在, 徳之島内に3箇所(1,463ha)が指定済。	・平成31年3月末現在, 徳之島内に3箇所(1,463ha)が指定済。									
		鹿児島県	パトロールの実施	○	○	・鳥獣保護管理員(3名)によるパトロールの実施。	・鳥獣保護管理員(3名)によるパトロールの実施。									
4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し, 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	環境省	・国内希少野生動植物種の新規指定 ・捕獲申請者等への適切な指導 ・密猟, 適法捕獲の監視 ・ネットオークション等の違法取引の監視	○	○	・奄美群島内に生息している野生動植物種について, 追加指定を検討。 ・随時, 申請指導や監視を実施。	・奄美群島内に生息している野生動植物種について, 追加指定を検討。 ・随時, 申請指導や監視を実施。									
5 希少野生動植物保護条例の運用	県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し, 徳之島の生物多様性を保全する。	鹿児島県	希少野生動植物保護条例の制定	○	○	・平成15年3月, 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定。										
		鹿児島県	希少野生動植物保護条例の運用	○	○	・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の運用による希少種保護の推進。	・条例に基づき, 「パーパートカゲ」を指定希少野生動植物に指定。 ・他の種についても, 指定を検討予定。									
		各町	希少野生動植物保護条例	○	○	・条例の適正な運用。 ・条例指定種追加に係る情報収集。	・条例の適正な運用。 ・条例指定種追加に係る情報収集。							○	・条例指定希少野生動植物の盗掘・盗採。 ・同条例や指定された希少動植物の周知。 ・条例指定種以外の種の盗掘・盗採 ・条例指定種追加に係る情報不足 ・希少動植物を見られる施設等がない。	・徳之島地区自然保護協議会で作成した徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+を公共施設や宿泊所での配布。 ・徳之島地区自然保護協議会等関係機関によるパトロールの強化。 ・広報誌やHP等による周知。 ・研究者等から聞き取りを行い, 情報の収集を行っている。
各町	リーフレットの作成及び配布	○	○	・徳之島3町の条例指定希少野生動植物の周知を図るリーフレット「徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+」の作成及び配布。	・徳之島3町の条例指定希少野生動植物の周知を図るリーフレット「徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+」の作成及び配布。								○	・同条例や指定された希少動植物の周知。	・徳之島地区自然保護協議会で作成した徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+を公共施設や宿泊所での配布。	

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中	取組完了
								令和元年度								令和元年度	令和元年度
		各町	看板の設置並びにポスターの製作及び掲示	○		<ul style="list-style-type: none"> 指定希少動植物捕獲採取禁止看板を設置(平成26年4月)。 指定希少動植物捕獲採取禁止ポスターの製作及び掲示(平成26年4月～)。 	・予定なし							○	<ul style="list-style-type: none"> 条例指定希少野生動植物の盗掘・盗採。 同条例や指定された希少動植物の周知。 	・広報誌やHP等による周知。	
6 保護増殖事業の継続実施	<p>保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ, アマミヤマシギ)について, 生息状況, 生息環境等の把握, 分析等を行うとともに, 個体群の保護・増殖に努める。</p> <p>アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。</p>	環境省	保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づくモニタリング等	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づく関係行政機関や民間団体と連携したモニタリング等の継続実施。 保護増殖事業10ヶ年実施計画(H26-H35)の中間見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づく関係行政機関や民間団体と連携したモニタリング等の継続実施。 保護増殖事業10ヶ年実施計画(H26-H35)の中間見直しを実施。 保護増殖事業10ヶ年実施計画(H26-R5)の中間見直しを踏まえ, 同実施計画を改定。 							○			
		各町	合同調査の実施	○	○	・関係機関との合同調査の実施。	・関係機関との合同調査の実施。							○			
		各町	パトロール等の実施	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護協議会推進員によるパトロールの実施。 自然保護推進員による情報収集。 	<ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護協議会推進員によるパトロールの実施。 自然保護推進員による情報収集。 							○	・各機関によるパトロール情報の共有不足		
7 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ, トクノシマトゲネズミ等)の保護増殖の取組	<p>保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い, 科学的データを蓄積するとともに, 外来種防除, 交通事故対策, パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。</p>	環境省	夜間ルートセンサスの実施	○	○	・夜間ルートセンサス(月3回)による目撃頻度及び分布状況の調査。	・夜間ルートセンサス(月3回)による目撃頻度及び分布状況の調査。							○			
		環境省	ノネコの捕獲	○	○	・ノネコ捕獲業務による天敵の防除。	・ノネコ捕獲業務による天敵の防除。							○	<ul style="list-style-type: none"> ノネコ捕獲効率の向上。 トラップシャイ個体への対応。 	・わなや捕獲方法の工夫の検討。	
		各町	パトロール等の実施	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護協議会推進員によるパトロールの実施。 自然保護推進員による情報収集。 	<ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護協議会推進員によるパトロールの実施。 自然保護推進員による情報収集。 							○			
		徳之島虹の会	生態系回復に向けたノネコ対策事業	○	○	・環境省ノネコ捕獲業務の受託。	・環境省ノネコ捕獲業務の受託。								○		
		徳之島虹の会	夜間林道パトロール	○	○	・環境省パトロール事業受託	<ul style="list-style-type: none"> 環境省パトロール事業受託 3町及び林野庁パトロール事業受託予定 								○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
																令和元年度
2) 外来種による影響の排除・低減																
1 侵略的外来種への対策の強化	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	環境省	外来種の情報収集及び駆除	○	○	・関係行政機関、民間団体及び個人が連携して情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。	・関係行政機関、民間団体及び個人が連携して情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。						○	・データベース化、GISでの情報整理の仕方等。	・データベース化、GISでの情報整理の仕方等について検討。	
		鹿児島県	鹿児島県侵略的外来種リストの改正	○	○	・必要に応じて改正を行う。	・必要に応じて改正を行う。						○			
		鹿児島県	普及啓発ポスターの作成	○	○	・ポスター等の広報媒体を活用した普及啓発の実施。	・リーフレットによる普及啓発を予定						○	・県民、販売事業者への情報発信体制の確立。	・リーフレット等を活用した情報発信体制の確立	
		鹿児島県	外来種研修会の実施	○	○	・外来種分布状況の把握。	・外来動植物対策推進員を各市町村に配置し、研修会を実施。						○	・普及啓発に係るマニュアル等の整備。	・リーフレット等を活用した情報発信体制の確立	
		鹿児島県	「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」の制定	○		・先条例の制定及び同条例に係る施行規則の制定							○	・県民、販売事業者への情報発信体制の確立。	・リーフレット等を活用した情報発信体制の確立	
		各町 徳之島虹の会	外来種の侵入状況把握及び駆除	○	○	・徳之島地区自然保護協議会による外来種の侵入状況把握、駆除作業の実施。地方創生推進交付金を活用した外来植物(ギンネム・アメリカハマグルマ・オオキンケイギク等)の駆除作業の実施。 ・建設業協会や虹の会との外来種合同駆除作業を実施。	・徳之島地区自然保護協議会において、外来種駆除作業を80日×2名実施。 ・徳之島地区自然保護協議会推進員において、パトロールを年間80日実施予定。 ・ふるさと納税を活用した外来種駆除作業を実施。 ・徳之島地区自然保護協議会による外来種の侵入状況把握、駆除作業の実施。地方創生推進交付金を活用した外来植物(ギンネム・アメリカハマグルマ・オオキンケイギク等)の駆除作業の実施。						○	・効果的な駆除方法の確立 ・優先駆除対象種の未選定。 ・外来植物の範囲拡大。 ・地域住民への普及啓発。	・本年度の取り組みで、各種の効果的な駆除方法を確立する。 ・外来生物法や県外来種番付に則した優先種の駆除。 ・広報誌やHP、シンポジウム等を実施し、啓発活動に取り組む。	
		環境省 (徳之島虹の会)	徳之島の外来種パンフレット作製	○		・徳之島の外来種パンフレット5,000部作製	・徳之島の外来種パンフレット作製予定							○	・他の地域で問題になっていなくても徳之島で驚異的繁殖が見受けられる種があり、地域ごとの対策が必要	
		各町 徳之島虹の会	外来種栽培を行う住民に対する指導	○	○	・ポタンウキクサを栽培している住民に、自然保護協議会と連携して指導を行っている。(H29実績)	・町広報誌による外来種駆除の呼びかけを実施。							○		
徳之島虹の会	ツルヒヨドリ調査	○		・環境省受託業務による特定外来種ツルヒヨドリの調査を実施。(H30年度で終了)								○				

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)	
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始
						令和元年度		令和元年度							
2 ネコ対策の実施	地域において, 行政と民間が連携して, 幅広い情報共有及び合意形成を行い, 希少種生息域(森林内)のネコについて, 捕獲, 一時収容, 譲渡等に関する一連の体制を整備し, 排除を行う。	環境省 関係団体	ノネコの捕獲	○	○	・実績: 捕獲248頭。(8/1現在)	・実績: 捕獲305頭。(7/1現在)					○	・ノネコ捕獲効率の向上。 ・トラップシャイ個体への対応。	・わなや捕獲方法の工夫。	
		徳之島虹の会	ノネコの捕獲	○	○	・希少種の生息域におけるノネコの捕獲実施中。	・希少種の生息域におけるノネコの捕獲実施中。					○			
		環境省	講演の実施等による普及啓発	○	○	・一般住民向けの講演及び普及啓発を行っている。	・一般住民向けの講演及び普及啓発を行っている。					○			
		鹿児島県	ノネコ対策検討会の実施	○	○	・ノネコ対策検討会の実施。(H30.5.31)	・ノネコ対策検討会の実施(時期未定)					○	・ノネコ対策フローの再検討。 ・効果的なTNRの実施。		
		各町 関係団体	ノネコ収容施設の整備及び一時収容等	○	○	・ノネコ収容施設(ニャンダーランド)の運営。(徳之島3町ネコ対策協議会)	・ノネコ収容施設(ニャンダーランド)の運営。(徳之島3町ネコ対策協議会) ・ネコ対策の強化					○	・収容力の限界。 ・譲渡数の減少。	・ネコ対策の強化	
	飼い猫の遺棄・逸出の防止, 不妊措置, 所有者明示等の適正飼養や, 飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	環境省	ノラネコTNR及び適正飼養の呼びかけ	○	○	・関係行政機関・民間団体等が連携して, ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけを行っている。	・関係行政機関・民間団体等が連携して, ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけを行っている。					○			
		環境省	マイクロチップの装着支援等	○	○	・平成20年度から平成29年度にマイクロチップの装着支援等を行った。(徳之島: 275頭(ネコ116頭, イヌ159頭))	・マイクロチップの装着率向上に向けた支援を検討する。			○			・マイクロチップ装着等の住民への浸透。	・住民に対し, マイクロチップ装着率向上に向けた支援を検討する。	
		各町	ノラネコTNR, 適正飼養の呼びかけ等	○	○							○			
		各町	飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	○	○	・飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例制定(平成26年4月)。飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例罰則規定等強化(平成29年6月)。	・飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の適正な運用					○	・同条例の周知徹底。	・広報誌等での地元住民への周知徹底。	
		鹿児島県	キャンペーンの実施	○	○	・ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月)。	・ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月)。					○	・ペットの適正飼養。	・法令に基づいた適正飼養がなされるよう努める。	
		鹿児島県	各種媒体による普及啓発	○	○	・各町の広報誌等を介しての適正飼養に関する広報活動。 ・動物病院や動物取扱業者等を通じたリーフレット, ポスター等による啓発。 ・事案に応じた啓発活動。	・各町の広報誌等を介しての適正飼養に関する広報活動 ・動物病院や動物取扱業者等を通じたリーフレット, ポスター等による啓発 ・事案に応じた啓発活動					○			
		徳之島虹の会	地域住民への口コミ普及啓発	○	○	・普及啓発活動として, 口コミの他, HPでの掲載, 講演, 自然観察会, 会報誌やメールでの情報提供を行っている。	・普及啓発活動として, 口コミの他, HPでの掲載, 講演, 自然観察会, 会報誌やメールでの情報提供を行っている。					○			
		徳之島虹の会	シンポジウムの開催	○		・プロナツ助成事業「徳之島の世界自然遺産とその後を見据えた緊急的ノネコ対策と普及啓発活動実施。						○			

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始
3) 希少種への人為的影響の防止																
1 希少野生動物の交通事故対策	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知, 標識の設置, チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により, 交通事故をなくす。	環境省	標識の効果的な設置及びその検討	○	○	・交通事故の防止のため, 関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識や減速帯を設置。 ・徳之島地区自然保護協議会と連携し, アマミノクロウサギ及びケナガネズミの交通事故防止看板を設置。	・交通事故の防止のため, 関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識や減速帯を設置。 ・効果的な盤面及び設置場所の検討。						○	・平成29年より交通事故箇所が拡大している。 ・県道80号線(南北分断地付近)で交通事故が発生。	・効果的な盤面及び設置場所の検討。	
		各町	標識や減速帯の設置	○	○	・アマミノクロウサギの輪禍が増加している道路において, 動物飛び出し注意看板を設置。 ・輪禍防止注意喚起看板を4基設置。【環境省共同事業】	・広報誌やHPを活用し, 啓発活動に取り組む。						○	・県道等の利用量の多い場所での事故が増えている。	・交通事故が発生しやすい場所を住民に広く普及することで, 事故を未然に防ぐ。	
		環境省 鹿児島県	キャンペーンの実施やチラシの配布	○	○	・交通事故の防止のため, 関係行政機関で普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。 ・平成30年8月に交通事故防止キャンペーンを実施(計3回)	・交通事故の防止のため, 関係行政機関で普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。 ・令和元年8月に交通事故防止キャンペーンを実施予定。						○			
		各町	キャンペーンの実施やチラシの配布	○	○	・普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。	・普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。 ・祭り等でのイベント時に, 普及啓発のためのキャンペーンを実施予定。 ・事故が多くなる秋頃に, 全戸配布チラシによる注意喚起を行う。						○	・時期や場所の選定。	・取組みの効果検証を行い, 効果が 高い活動については取組みを強化。	
		林野庁	国有林への車両の進入規制	○	○	・剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)の実施。	・三京林道における車両の進入規制(令和元年6月1日施錠)の実施。						○			
		各町	広報紙等での輪禍情報の提供	○	○	・徳之島3町広報紙での地元住民への輪禍情報の提供。	・徳之島3町広報紙での地元住民への輪禍情報(ロードキル件数等)の提供。 ・町の防災無線を通じた注意喚起の実施。						○	・住民の認知度。	・取組みの効果検証を行い, 効果が 高い活動については取組みを強化。 ・広報誌・公式ホームページへの掲載等。	
		天城町	広報紙等での輪禍情報の提供	○	○	・町ケーブルテレビによる輪禍情報および注意喚起の文字広告掲載。	・町ケーブルテレビによる毎月の輪禍件数情報および注意喚起の文字広告掲載。						○			
		徳之島虹の会	交通事故防止キャンペーン	○	○	・自主事業による野生動物交通事故防止街頭キャンペーンを事故多発現場にて実施。	・環境省, 3町に協力して引き続き実施						○			
		徳之島虹の会	標語の募集及び看板の設置	○	○	・既設の看板補修と看板周辺の除草作業を計画中。	・既設の看板補修と看板周辺の除草作業を計画中。		○				○			
2 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また, 野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は, 可能な限り死因を特定し, 今後の対策に資する。	環境省	傷病個体等からのデータの収集	○	○	・動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し, 治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集。死亡個体については, 死因を調べ記録を蓄積。また, 死亡個体は, 研究や環境教育に活用。	・動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し, 治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集。死亡個体については, 死因を調べ記録を蓄積。また, 死亡個体は, 研究や環境教育に活用。						○			
		各町	傷病個体・死亡個体発見時の連絡	○	○	・傷病個体・死亡個体発見時の環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。	・傷病個体・死亡個体発見時の環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。						○	・関係機関等との連携。		
		徳之島虹の会	傷病個体・死亡個体発見時等の対応	○	○	・傷病個体・死亡個体発見時住民からの通報を受け, 現場確認, 死体回収, 環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。	・現在発生なし。発生した場合は取り組む。						○			

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成30年度以前	令和元年度以降			未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了		
				令和元年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)							令和元年度	令和元年度			
		徳之島虹の会	交通事故にあったアマミノクロウサギの救護等	○		・虹の会においては、交通事故にあったクロウサギを救護し、救護資金ねん出のための募金活動を行い、担当獣医へ寄付している。(H28以前の実績)	・現在発生なし。発生した場合は取り組む。						○				
3 密猟・盗採防止のためのパトロール	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	環境省	警察や関係機関と連携した監視体制や普及啓発の強化	○	○	・警察や関係機関と連携し、監視体制や普及啓発の強化を図っている。	・警察や関係機関と連携し、監視体制や普及啓発の強化を図っている。							○			
		環境省	普及啓発看板の設置	○	○	・普及啓発看板を設置。	・普及啓発看板の効果的な設置方法・場所等を検討する。							○			
		環境省 鹿児島県 各町	盗採防止キャンペーンの実施	○	○	・平成30年7月、関係機関・団体による希少野生動物保護対策協議会及び希少野生動物盗採防止キャンペーンの実施。 ・チラシ等による利用者への周知を積極的に実施してもらうホテルやレンタカー会社等の地元協力企業とのネットワークの構築。	・関係機関・団体による盗採防止キャンペーン ・希少野生動物盗採防止キャンペーンの協力企業等を県ホームページ上で公表。							○			
		林野庁	森林官等による巡視事業	○	○	・日頃からの森林官等の巡視事業により、密猟・盗採の未然防止に努めている。	・日頃からの森林官等の巡視事業により、密猟・盗採の未然防止のため自動撮影カメラの設置							○			
		林野庁	国有林への車両の進入規制	○	○	・剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)の実施。	・剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)の実施。 ・三京林道における車両の進入規制(令和元年6月1日施錠)の実施。							○			
		鹿児島県	県希少野生動物保護推進員の配置	○	○	・県希少野生動物保護推進員(6名)を設置。	・県希少野生動物保護推進員(6名)を設置。								○		
		鹿児島県	パンフレットの作成	○	○	・普及啓発用パンフレット作成。	・普及啓発用パンフレット作成。								○		
		環境省	盗掘・盗採防止パトロールの実施	○	○	・盗掘・盗採防止パトロールの実施。	・盗掘・盗採防止パトロールの実施。 ・重点監視期間の検討を行い、パトロール回数増加による体制強化を行う。								○		
		各町 関係団体	盗掘・盗採防止パトロールの実施	○	○	・徳之島地区自然保護協議会による盗掘・盗採防止パトロールの実施。	・徳之島地区自然保護協議会による盗掘・盗採防止パトロールの実施。								○	・奄美大島との盗掘・盗採に関する情報共有不足(現状では、新聞等の報道のみ) ・盗掘、盗採、不審者情報の連絡体制。	・奄美大島自然保護協議会との連携強化。 ・行政、関係団体で連絡・協力体制を整える。
		徳之島虹の会	夜間林道パトロール	○	○	・環境省パトロール事業受託	・環境省パトロール事業受託 ・3町及び林野庁パトロール事業受託予定								○	・深夜0時~4時にかけて林道利用者あり、対応が難しい。	

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
4) 緩衝地帯等における産業との調和																
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	鹿児島県	「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」	○	○	・生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について県庁関係各課で取組を実施中。	・生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について県庁関係各課で取組を実施中。							○	・進捗に遅れがある取組がある。	・平成30年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、戦略に記載された取組を実施するとともに、令和5年度までに生物多様性の保全を直接的な目的とする施策等について、達成すべき数値目標に向け関連施策を推進する。
		各町	関係機関間での連携した施策の推進	○	○	・各町においても鹿児島県と連携した施策の推進。	・各町においても鹿児島県と連携した施策の推進。							○		
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	遺産地域に近接する農地の周辺の緩衝機能強化のため、以下のことについて検討するとともに、必要な対策を行う。 ○小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成 ○アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策 ○北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成	環境省	奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査のデータに基づく検討	○	○	・平成27年度に奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査を実施。これらのデータを元に、北部南部の生態系回廊の形成について関係行政機関にて検討。	・平成27年度に奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査を実施。これらのデータを元に、北部南部の生態系回廊の形成について関係行政機関にて検討。							○		
		鹿児島県各町	アマミノクロウサギの農業被害の状況についての情報収集	○	○	・農政部局と連携し、情報収集を行う。	・農政部局と連携し、情報収集を行う。 ・アマミノクロウサギ食害対策実証事業として、効果的な対策方法の検証を行う。							○	・食害被害の定量データの不足	
		各町	アマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査	○	○	・奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業において、アマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査を実施。 ・各町においても、鹿児島県と連携したアマミノクロウサギによる食害状況に関する被害農家等ヒアリング、農家アンケートの実施。	・食害が寄せられている農家に出向き、食害被害状況の確認を行う。							○		
		鹿児島県	・有害鳥獣対策についての市町村計画書に基づき適正な捕獲や進入防止対策等 ・鳥獣被害防止対策として、市町村が行う被害防止計画に基づく取組を支援。(鳥獣被害対策実践事業)	○	○	・有害鳥獣対策については、市町村計画書に基づき、適正な捕獲や進入防止対策等がはかられるよう指導している。 ・国の交付金等を活用して、市町村が行う被害防止計画に基づく有害捕獲や侵入防止柵の整備等を支援。	・有害鳥獣対策については、市町村計画書に基づき、適正な捕獲や進入防止対策等がはかられるよう指導している。 ・国の交付金等を活用して、市町村が行う被害防止計画に基づく有害捕獲や侵入防止柵の整備等を支援。							○		
3 生物多様性に配慮した森林施策の実施	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	鹿児島県	市町村有林管理計画	○	○	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。							○		
		各町	統一的な森林管理手法の検討	○	○	・各町においては、町有林における統一的な森林管理手法の検討。	・各町においては、町有林における統一的な森林管理手法の検討。							○	・農政部局等との連携。	・各関係機関との情報共有及び協力。

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
4 環境に配慮した公共事業の実施	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	鹿児島県	公共事業における環境配慮指針	○	○	・環境配慮指針を段階的に運用するための取組を行った。	・各事業において、環境配慮指針を段階的に運用する予定。						○	・アドバイザーの人材の確保等。	・各関係事業実施主体との調整。	
		環境省	環境配慮指針の作成・運用への協力及び許認可指導等での活用	○	○	・「環境配慮指針」の運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。	・「環境配慮指針」の運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。						○			
		林野庁	森林生態系保護地域保全計画や森林計画等に基づく保全管理	○	○	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や徳之島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や徳之島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施。						○			
		鹿児島県	畜産公共事業における環境配慮	○	○	・関係法令に基づき、事業を実施している。今後、県の環境配慮指針(仮称)が策定された場合は、それを考慮した事業を実施。	・関係法令に基づき、事業を実施している。今後、県の環境配慮指針に沿った事業を実施。						○			
		鹿児島県	赤土流出防止	○	○	・環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、事業実施主体・事業参加者・市町村等と連携を図りながら工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。 ・農業農村整備において、仮説沈砂池2カ所、ほ場内土砂溜39カ所、法面植生約3万6千㎡を施工した。	・環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、事業実施主体・事業参加者・市町村等と連携を図りながら工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。 ・農業農村整備において、沈砂池1カ所、ほ場内土砂溜35カ所、法面植生約2万8千㎡を予定している。 ・河川災害復旧工事において、沈砂池の設置により赤土流出防止に取り組む予定。						○			
		鹿児島県	道路整備における環境配慮	○	○	・植生工においては、無種子による施工を行っている(切土面及び盛土面)。	・道路法面の植生工においては、無種子による施工を行っている(切土面及び盛土面)。							○		
		鹿児島県	林道整備における環境配慮	○		・林道山クビリ線において、試行的に「環境配慮指針」のチェックシートにより現地確認を行うとともに、有識者に助言をいただきながら工事を行った(平成28年度)。									○	
		鹿児島県	アドバイザーからの助言	○	○	・「公共事業における環境配慮指針(案)」に沿って、アドバイザーから助言をもらいながら事業を進めている。	・「公共事業における環境配慮指針(案)」に沿って、アドバイザーから助言をもらいながら事業を進めている。							○	・アドバイザーの人材の確保等。	
		各町	「環境配慮指針」の運用、アドバイザーからの助言	○	○	・各町においては、鹿児島県と連携した「環境配慮指針」の運用。工事予定箇所において、アドバイザー等の助言を依頼。	・各町においては、鹿児島県と連携した「環境配慮指針」の運用。工事予定箇所において、アドバイザー等の助言を依頼。							○	・公共事業の実施にあたり、各関係機関の情報共有。	・事業部局および施工業者等への周知徹底
		徳之島虹の会	公共工事予定地の植物調査、移植作業等への協力	○	○	・公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。	・公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。							○		
徳之島虹の会	建設業関係者への講演	○		・公共工事による外来種対策について講演。	・要望があれば対応する。							○				

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)						取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)				
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)				未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中	取組完了
5) 適切な観光管理の実現																			
1 持続的観光マスタープランに基づく取組の推進	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	鹿児島県	奄美群島持続的観光マスタープラン	○	○	・マスタープランに基づき、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を推進。	・マスタープランに基づき、保護上重要な地域における利用ルールや世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を推進。												
2 利用の調整	世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	林野庁	剥岳林道における車両の進入規制	○	○	・剥岳林道において、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制（平成28年12月1日施錠）を図っている。													
		林野庁	三京林道における車両の進入規制		○		・三京林道において、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制（令和元年6月1日施錠）を図っている。												
		環境省 林野庁 鹿児島県 徳之島町	山クビリ線の利用調整	○	○	・徳之島利用適正化連絡会議を2回開催し、認定ガイド同行等の利用ルールについて合意。 ・利用ルールの施行にあたり、門扉を新調。 ・利用ルールについて、チラシ等により普及啓発を実施。	・平成31年4月より、認定ガイド同行等の利用ルールの試行を開始。 ・令和元年7月より、徳之島町林道管理条例による認定ガイド同行等の利用ルールを運用開始。 ・継続してチラシ等による利用ルールの普及啓発を実施。												
		各町	環境影響の顕在化が懸念されるエリアの利用規制	○	○	・世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアの利用規制の検討。 ・剥岳林道および三京林道利用協定締結（鹿児島森林管理署・天城町・徳之島エコツアーガイド連絡協議会）	・必要に応じた利用規制箇所の検討。												
		徳之島虹の会	コアエリア以外でのエコツアーの提案	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」 ・国立公園と里歩きを組合せたエコツアーメニューを開発。年次的にメニューを増やす計画。	・助成事業は終了するが、自主活動として継続する。												
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	環境省	直轄整備に係る基本計画	○	○	・環境省の直轄整備に係る地域整備計画を策定。	・地域整備計画に基づき、令和2年度以降の事業に向けた準備を行う。												
		天城町	景観等に配慮した観光地整備	○	○	・大和城観光地連携整備事業による大和城周辺の園地等の整備。 ・アマミノクロウサギの里整備事業によるアマミノクロウサギ観察小屋の再整備。	・大和城観光地連携整備事業による大和城周辺の園地等の整備												
4 世界自然遺産奄美トレイルの整備	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	鹿児島県	世界自然遺産奄美トレイル	○	○	・天城町においてルートを選定。 ・徳之島町において開通式を実施。 ・管理運営体制及びそれに資する取組を検討。 ・徳之島町、伊仙町において、トレイル標識設置。 ・奄美トレイルFacebookの運用等、情報発信を実施。	・天城町において開通式を実施。 ・管理運営体制の構築に向けた取組を検討予定。 ・徳之島町及び天城町において、トレイル標識設置予定。 ・奄美トレイルFacebookの運用等、情報発信を実施。												

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)	進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成30年度以前	令和元年度以降		未実施	実施準備中	実施内容決定	取組開始	取組継続中			取組完了	令和元年度	令和元年度
5 エコツアーの推進	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	奄美群島広域事務組合(奄美群島エコツアー推進協議会)	奄美群島エコツアー推進全体構想	○	○	・平成26年3月に奄美群島エコツアー推進協議会を設立し、平成27年度には「奄美群島エコツアー推進全体構想」を策定。平成29年2月に国の認定を受けた。 ・平成30年度は同構想に基づき各種施策を展開した。	・引き続き、推進協議会の開催、認定制度の運用等を予定。						○	・エコツアーの普及啓発	・今年度も各島エコツアー推進協議会を継続して開催し、普及啓発に努めたい。	
		徳之島虹の会	ガイドの育成	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」 ・エコツアーガイドの腕磨きとして、徳之島に特化したガイド技術向上のための講座を1年間実施。	・助成事業は終了するが、自主活動として継続する。						○			
		徳之島虹の会	ツアーコースの選定	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」 ・リピータを増やすために新ツアーメニューを開発中。	・助成事業は終了するが、自主活動として継続する。							○		
		徳之島虹の会	認定ガイド増員活動	○	○	・エコツアーガイド希望者の勧誘活動を実施。 ・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。	・エコツアーガイド希望者の勧誘活動を実施。 ・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。							○		
		環境省	エコツアーガイド認定の取組への協力	○	○	・エコツアーガイド認定の取組に協力(認定講習における講師)。	・エコツアーガイド認定の取組に協力(認定講習における講師)。							○		
6 ガイドの育成	質の高いガイド(観光案内ガイド, エコツアーガイド, 里エコガイド等)を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	鹿児島県	質の高いガイド活動を実施するための研修会や交流の実施		○	・鹿児島県の「奄美・沖縄」観光交流連携事業を活用して、沖縄県と連携し、ガイド同士の交流を行い、より質の高いガイド活動を目指した交流を実施している。	・鹿児島県の「奄美・沖縄」観光交流連携事業を活用して、沖縄県と連携し、ガイド同士の交流を行い、より質の高いガイド活動を目指した交流を実施している。							○	・徳之島におけるエコツアーガイドを推進、普及するための組織不足。	・エコツアーガイドの窓口となる組織の設立、又は徳之島エコツアーガイド連絡協議会の体制強化。
		奄美群島広域事務組合	奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業	○	○	・今夏の世界自然遺産登録が想定されていたことから、構成を見直して1か年1セットで実施。	・2か年1セットの研修とし、今年度は前期5クールを5島で実施。							○	・生業として活動できるエコツアーガイドへのステップアップ。	・R2年度までに受講生と各島エコツアーガイド組織等とのさらなる連携構築を図る。
		奄美群島広域事務組合(奄美群島エコツアー推進協議会)	奄美群島エコツアーガイド認定制度	○	○	・今年度は新たに喜界島と与論島でも「奄美群島認定エコツアーガイド」が誕生の予定で、徳之島でも順次講習を実施予定。	・今年度も5島すべてで認定講習を実施予定。							○	・認定ガイドの更新、メリット、活用の方法	・今年度中に各島エコツアー推進協議会において、認定ガイドの更新について検討する。
		各町徳之島エコツアーガイド連絡協議会	エコツアーガイド連絡協議会の運営	○	○	・徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営。(外来種植物駆除作業・清掃活動・研修及び勉強会・徳之島エコツアーガイド自主ルール策定等)	・徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営(研修会等の開催等) ・自主ルールにもとづいたガイド活動の推進							○	・専門ガイドの不足 ・ガイドの高齢化	・新規入会促進イベントの開催
		伊仙町	ガイドの育成	○	○	・徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営。(外来種植物駆除作業・清掃活動・研修及び勉強会・徳之島エコツアーガイド自主ルール策定等)	・徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営。(外来種植物駆除作業・清掃活動・研修及び勉強会・徳之島エコツアーガイド自主ルール策定等)							○		
		徳之島虹の会	ガイドの育成【再掲】	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」。	・助成事業は終了するが、自主活動として継続する。							○		
		徳之島虹の会	認定ガイド増員活動【再掲】	○	○	・エコツアーガイド希望者の勧誘活動を実施。 ・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。	・エコツアーガイド希望者の勧誘活動を実施。 ・登録ガイドのガイド研修を行い、認定ガイド登録を積極的に推進している。							○		
		徳之島虹の会	ツアーコースの選定【再掲】	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」。	・助成事業は終了するが、自主活動として継続する。							○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中
6) 地域社会の参加・協働による保全管理																	
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	鹿児島県	市町村有林管理計画【再掲】	○	○	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。	・国・県林務部局・市町村と調整を図る。						○				
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	鹿児島県	公共事業における環境配慮指針【再掲】	○	○	・環境配慮指針を段階的に運用するための取組を行った。	・各事業において、環境配慮指針を段階的に運用する予定。						○	・アドバイザーの人材の確保等。	・各関係事業実施主体との調整。		
		環境省	環境配慮指針の作成、運用への協力及び許認可指導等での活用【再掲】	○	○	・「環境配慮指針(仮称)」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。	・「環境配慮指針」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。						○				
		林野庁	森林生態系保護地域保全計画や森林計画等に基づく保全管理【再掲】	○	○	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や徳之島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。	・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や徳之島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施。						○				
		鹿児島県	畜産公共事業における環境配慮【再掲】	○	○	・関係法令に基づき、事業を実施している。今後、県の環境配慮指針(仮称)が策定された場合は、それを考慮した事業を実施。								○			
		鹿児島県	赤土流出防止【再掲】	○	○	・環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、事業実施主体・事業参加者・市町村等と連携を図りながら工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。 ・農業農村整備において、沈砂池2カ所、ほ場内土砂溜39カ所、法面植生約3万6千㎡を施工した。	・環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、事業実施主体・事業参加者・市町村等と連携を図りながら工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。 ・農業農村整備において、沈砂池1カ所、ほ場内土砂溜35カ所、法面植生約2万8千㎡を予定している。 ・河川災害復旧工事において、沈砂池の設置により赤土流出防止に取り組む予定。							○			
		鹿児島県	道路整備における環境配慮【再掲】	○	○	・植生工においては、無種子による施工を行っている(切土面及び盛土面)。	・道路法面の植生工は、無種子による施工を行っている。(切土面及び盛土面)。								○		
		鹿児島県	林道整備における環境配慮【再掲】	○		・林道山クビリ線において、試行的に「環境配慮指針」のチェックシートにより現地確認を行うとともに、有識者に助言をいただきながら工事を行った(平成28年度)。									○		
		鹿児島県	アドバイザーからの助言【再掲】	○	○	・「公共事業における環境配慮指針(案)」に沿って、アドバイザーから助言をもらいながら事業を進めている。	・「公共事業における環境配慮指針」に沿って、アドバイザーから助言をもらいながら事業を進めている。								○	・アドバイザーの人材の確保等。	
		各町	「環境配慮指針」の運用、アドバイザーからの助言【再掲】	○	○	・各町においては、鹿児島県と連携した「環境配慮指針」の運用。工事予定箇所において、アドバイザー等の助言を依頼。	・各町においては、鹿児島県と連携した「環境配慮指針」の運用。工事予定箇所において、アドバイザー等の助言を依頼。								○	・アドバイザーの人材の確保等。	・関係機関との連携。
		徳之島虹の会	公共工事予定地の植物調査、移植作業等への協力【再掲】	○	○	・徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。	・徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。								○		
徳之島虹の会	建設業関係者への講演【再掲】	○		・公共工事による外来種対策について講演。	・要望があれば対応する。								○				

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)	
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始
3 域外住民, 観光客等への情報発信	様々な媒体を使った自然や文化の魅力, 世界遺産としての価値, 利用上のルールなどの情報を全国に発信し, 奄美群島への理解を深めてもらう。	環境省	パンフレットの配布等による情報発信	○	○	・島内のグループ企業と連携し, パンフレットを島内・島外のホテルや空港等に, 積極的な情報発信を実施。	・島内のグループ企業と連携し, パンフレットを島内・島外のホテルや空港等に, 積極的な情報発信を実施。						○		
		環境省	地元住民, 観光客等への普及啓発イベントの実施	○	○	・地元住民を対象とした意見交換会を実施(推薦区域に近い集落で勉強会を実施)。 ・地元住民, 観光客等を対象とした世界自然遺産の普及啓発フォーラムを開催(農家向けシンポジウムを開催)。	・地元住民を対象とした意見交換会, 勉強会を実施予定。 ・地元住民, 観光客等を対象とした世界自然遺産の普及啓発フォーラムを開催予定。						○		
		鹿児島県	観光サイトへの掲載	○	○	・県観光サイトに世界自然遺産に関するコンテンツを掲載し, 魅力発信及び保護の重要性等を発信する。	・県観光サイトに世界自然遺産に関するコンテンツを掲載し, 魅力発信及び保護の重要性等を発信する。						○		
		鹿児島県	各種媒体による情報発信	○	○	・PR動画・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。 ・気運醸成と普及啓発を目的としたセミナーを開催。	・PR動画・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの配布による周知等を実施。 ・気運醸成と普及啓発を目的としたセミナーを開催予定。						○		
		各町	観光客向けパンフレット等の配布	○	○	・空港・港等における観光客向けパンフレット等の配布。	・徳之島観光連盟において, 観光客向けのパンフレットの作成。 ・空港・港等における観光客向けパンフレット等の配布。						○	・パンフレットの掲載内容の充実。 ・観光連盟等との連携を図る。 ・地域通訳案内士等との連携強化	
		各町	自然観察会や講演会等のイベント実施	○	○	・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。	・徳之島地区自然保護協議会が主体となった自然体験イベントやシンポジウムを開催。 ・外来種シンポジウム(6/29@天城町役場)の開催 ・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施						○	・無関心層を取組む仕掛けが必要(講演会) ・来場者層の固定化。 ・様々な機関が自然観察等を実施しているため情報の整理。	・子どもが取組む環境教育の事例紹介や集落単位での環境保全活動の発表を行う。 ・講師選定の工夫
		各町	各種媒体による情報発信	○	○	・広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。	・広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。						○		・広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。
		徳之島虹の会	ホームページでの情報発信	○	○	・徳之島虹の会HP及び、徳之島のエコツアーガイドHPにて発信中。年4回会報誌の発行。	・徳之島虹の会HP及び、徳之島のエコツアーガイドHPにて発信中。年4回会報誌の発行。						○		
		徳之島虹の会	自然観察会や講演会等のイベント実施	○	○	・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。	・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。							○	
徳之島虹の会	エコツアーガイドパンフレット及びリーフレットの発行・配布	○	○	・奄美群島民間チャレンジ事業「エコツアーガイドブラッシュアップ事業」により, 徳之島のエコツアー商品とエコツアーガイドの周知を図るためのパンフレットとリーフレットを発行する。	・パンフレットとリーフレットは引き続き配布中							○			

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
								令和元年度								
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により, 世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。	鹿児島県	「道の日」奄美群島クリーンアップ大作戦	○	○	・毎年8月10日の「道の日」の道路美化活動にあわせて, 住民参加型の地域清掃活動「世界自然遺産「道の日」奄美群島クリーンアップ大作戦」を実施。										
		鹿児島県	不法投棄防止パトロール等の実施	○	○	・不法投棄防止パトロールの実施。 ・11月の不法投棄防止強化月間における通常立入の強化。	・不法投棄防止パトロールの実施 ・11月の不法投棄防止強化月間における通常立入の強化。						○	・一般ゴミ等の不法投棄	・パトロールの強化。 ・普及啓発活動の強化。	
		各町	不法投棄防止看板の設置	○	○	・不法投棄防止看板の設置。	・不法投棄防止看板の設置。 ・パトロールの強化。						○	・一般ゴミ等の不法投棄。 ・パトロールを強化しているが成果が出ない。	・広報誌やHP等による普及啓発。 不法投棄防止看板設置。 ・パトロールの強化。 ・普及啓発活動の強化。 ・警察及び保健所・関係機関との合同パトロール。	
		各町	清掃イベントの開催	○		・NPO法人や徳之島地区自然保護協議会を中心とした清掃イベントの開催。 ・徳之島虹の会と協同し, 8月下旬に全島一斉ゴミ拾い・外来生物防除活動を行った。(H29実績)							○			
		徳之島虹の会	清掃イベントの開催	○	○	・NPO法人や徳之島地区自然保護協議会を中心とした清掃イベントの開催。 ・徳之島虹の会においては, ボランティア清掃イベントの企画を実施している。	・NPO法人や徳之島地区自然保護協議会を中心とした清掃イベントの開催。 ・徳之島虹の会においては, ボランティア清掃イベントの企画を実施している。						○			
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	勉強会や各種イベントの実施, ポスターやパンフレット等の作成・配布等により, 世界自然遺産登録の意義, 希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい, 住民による取組を推進する。	環境省	説明会, 出前事業, 講演等の実施	○	○	・地域住民, 小中高生, 地域団体, 行政機関等を対象として, 説明会, 出前事業, 講演等を積極的に実施することにより, 普及啓発を図った。	・地域住民, 小中高生, 地域団体, 行政機関等を対象として, 説明会, 出前事業, 講演等を積極的に実施することにより, 普及啓発を図った。									
		環境省	地元住民, 観光客等への普及啓発イベントの実施【再掲】	○	○	・地元住民を対象とした意見交換会を実施(推薦区域に近い集落で勉強会を実施)。 ・地元住民, 観光客等を対象とした世界自然遺産の普及啓発フォーラムを開催(農家向けシンポジウムを開催)。	・地元住民を対象とした意見交換会, 勉強会を実施予定。 ・地元住民, 観光客等を対象とした世界自然遺産の普及啓発フォーラムを開催予定。						○			
		鹿児島県 徳之島虹の会	講演会, シンポジウム, 学習会, 国立公園指定記念イベントの開催(NPO共生・協働・かごしま推進事業)	○		・鹿児島県独自のNPOとの共生・協働推進事業等の活用により, 平成28年度, 徳之島虹の会などによる講演会やシンポジウム, 児童・生徒の学習会, 国立公園指定記念イベントの開催などを実施。								○		
		鹿児島県	出前授業, 勉強会等の実施	○	○	・各種団体・学校等における出前授業, 勉強会等の実施。 ・各講習会において世界自然遺産登録についても普及啓発活動を実施。	・各種団体・学校等における出前授業, 勉強会等の実施。 ・各講習会において世界自然遺産登録についても普及啓発活動を実施。						○	・希少種保護や外来種対策に係る住民意識の向上。	・イベント開催や各種媒体を通じた普及啓発の実施。 ・各種団体, 学校等における勉強会等の実施。(年10回程度)	
		鹿児島県	パンフレットの配布	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信, 普及啓発用のパンフレットの配布による周知等を実施。						○			

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)		
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況(予定含む。)		未実施	実施準備中	実施内容決定			取組開始	取組継続中
																令和元年度
		各町	住民向け説明会及び勉強会等の開催	○	○	・世界自然遺産に関する講演会の開催。 ・集落座談会(町内全14集落)における世界自然遺産登録に関する説明会の開催(天城町)。 ・鹿児島大学および環境省より講師を招いた世界自然遺産講演会(5/13開催, 3町主催)の開催。	・徳之島地区自然保護協議会、鹿児島県との共同事業によるシンポジウムの開催。 ・外来種シンポジウム(6/29@天城町役場)の開催 ・集落座談会(町内全14集落)における世界自然遺産登録に関する説明会の開催						○	・無関心層を取組む仕掛けが必要(講演会) ・参加者の固定化。 ・世界遺産や自然保護に興味関心の薄い方々に対する普及啓発。	・子どもが取組む環境教育の事例紹介や集落単位での環境保全活動の発表を行う。【再掲】 ・実施前に広報紙で講演会の概要を紹介するなど新規参加者の開拓を図る。 ・勉強会やイベントの実施。 ・自然保護・世界遺産以外のイベントとの連携。	
		各町	各種媒体による普及啓発	○	○	・広報誌やHP等による普及啓発。各種ポスター、パンフレットの配布による普及啓発。	・広報誌やHP等による普及啓発。各種ポスター、パンフレットの配布による普及啓発。						○	・世界遺産や自然保護に興味関心の薄い方々に対する普及啓発。	・広報誌やHP等による普及啓発。各種ポスター、パンフレットの配布。	
		徳之島虹の会	自然観察会や講演会等のイベント実施【再掲】	○	○	・住民、子ども、地域団体等を対象とした自然観察会、自然体験、講演等を実施。	・住民、子ども、地域団体等を対象とした自然観察会、自然体験、講演等を実施。						○			
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	各町	広報誌やHP等による普及啓発	○	○	・広報誌やHP等による普及啓発。	・広報誌やHP等による普及啓発。						○			
		各町	看板設置、パンフレット作成、公民館講座、シンポジウムの開催等による普及啓発	○	○	・人と自然のかかわりについては、随時普及啓発活動を実施している。看板設置、パンフレット作成、公民館講座、シンポジウムの開催など。	・人と自然のかかわりについては、随時普及啓発活動を実施している。看板設置、パンフレット作成、公民館講座、シンポジウムの開催など。						○	・自然に関する調査情報が不足しており、専門家との連携が課題となる。	・今後とも住民普及活動は継続し、新しい情報を発信し続けるよう努める。	
		徳之島虹の会	大学の聞き取り調査への協力	○		・徳之島虹の会においては、大学の暮らした中の植物の利活用についての聞き取り調査協力。(H29以前実績)	・要望があれば取り組む									
7 環境学習の取組の推進	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	環境省	出前授業の実施	○	○	・小中高校生を対象として、出前授業等を積極的に実施することにより、普及啓発を図っている。	・小中高校生を対象として、出前授業等を積極的に実施することにより、普及啓発を図っている。						○			
		鹿児島県	パンフレットの配布【再掲】	○	○	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等を実施。	・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの配布による周知等を実施。						○			
		鹿児島県 徳之島虹の会	環境学習の取組(NPO共生・協働・かごしま推進事業)	○		・鹿児島県独自のNPOとの共生・共同推進事業を活用し、平成28年度、自然保護団体(徳之島虹の会)による環境学習の取組等を促進。								○		
		鹿児島県	植物観察等の森林学習や木工体験学習の実施	○	○	・毎年、小中学校において、植物観察等の森林学習や木工体験学習を実施している(H28実績:1校)。								○		
		徳之島町	子供向け自然体験イベントの開催	○	○	・観察会を8回実施。	・徳之島地区自然保護協議会が主体となった自然体験イベントを開催。							○		
		天城町	学校等での出前授業や自然観察会の実施	○	○	・観察会1回、教員向け講演1回。(8/2現在) ・随時依頼を受け付け、学校等での出前授業を開催。	・「あまぎ学」と題し、町内の小学5年・中学2年を対象とした世界自然遺産学習の推進							○		
		伊仙町	植物観察会などの実施(いせん親子チャレンジ教室)	○	○	・伊仙町においては、社会教育課が毎月第3土曜日に行っている『いせん親子チャレンジ教室』のプログラムの中に「植物観察会」など伊仙町の自然などについて、親子で学ぶ機会を提供している。								○		

事業項目	事業の内容	実施主体	取組の概要 (事業名があれば当該事業名)	取組の年度		取組の実施状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)		進捗状況の評価 (いずれかに○)					取組に係る課題 (特段の課題がなければ記載不要)	課題に対する対応の方向性 (いつまでに, 誰が, 何を実施するのか)			
				平成30年度以前	令和元年度以降	平成30年度の実施状況		令和元年度の実施状況 (予定含む。)			未実施	実施準備中			実施内容決定	取組開始	取組継続中
																令和元年度	令和元年度
		鹿児島県各町	奄美と琉球の世界自然遺産次世代継承交流体制構築事業	○	○	世界自然遺産推薦地(全12市町村)の子ども達が,世界自然遺産に関する環境学習を通して自然環境の価値とその保全に対する認識を深め交流の活性化を図ることで,地域間の中長期的な連携の基礎を確立していくことを目的とした体制の構築を行った。	・世界自然遺産推薦地(全12市町村)の子ども達が,世界自然遺産に関する環境学習を通して自然環境の価値とその保全に対する認識を深め交流の活性化を図ることで,地域間の中長期的な連携の基礎を確立していくことを目的に,やんばる地域で交流事業を行う。							○	事業費用の確保。		
		徳之島虹の会	自然観察会や講演会等のイベント実施【再掲】	○	○	・子どもを対象とした自然観察会,自然体験,出前授業等を実施。夏休みの自由研究では地域で成果発表して普及啓発に繋げている。	・子どもを対象とした自然観察会,自然体験,出前授業等を実施。夏休みの自由研究では地域で成果発表して普及啓発に繋げている。							○			
7)適切なモニタリングと情報の活用																	
1 情報発信と活用	各事業主体が実施したモニタリング結果,その他の調査研究等の情報・知見等について,広く情報を集約・蓄積するとともに,公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	環境省	情報の1つのHPへの集約	○	○	・HP公開後,随時新しい情報を掲載。	・随時新しい情報を掲載する。 ・英語版での発信を推進する。								○		
		林野庁	保護林モニタリング調査のHPへの公表	○	○	・平成27年度奄美群島保護林モニタリング調査を実施し,林野庁のホームページとリンクされており九州森林管理局ホームページからも閲覧できる。									○		
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	モニタリング計画を作成するとともに,計画の下,モニタリングを実施する。	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村	モニタリング計画の作成と運用	○	○	・包括的管理計画における順応的管理の実施に向けたモニタリング計画(案)の検討・作成を行う。 ・保護上重要な地域において,平成30年度よりカウンターによる車両入込状況調査を実施。 ・「奄美群島の概況」等により,徳之島の入込状況等を把握。	・専門家へのヒアリングとモニタリング計画の策定を行う。 ・継続してカウンターによる車両入込状況調査を実施。 ・継続して「奄美群島の概況」等により入込状況等を把握。							○			
3 徳之島行動計画の進捗確認	行動計画の進捗確認を行うとともに,必要に応じてモニタリング計画に基づく評価等を踏まえ,行動計画や事業の見直しを検討する。	鹿児島県	行動計画の進捗確認及び見直し	○	○	・平成30年度に開催した地域連絡会議徳之島部会において,進捗確認を行った。	・令和元年度に開催する地域連絡会議徳之島部会において,進捗確認を行う。								○		